

「まちづくり 6つのテーマ」基本構想・基本計画対応表

1-1 子ども・子育て支援	
施策の目標【基本構想】	
妊娠、出産から子育ての不安を解消し、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを目指します。また、心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、家庭はもとより、行政や地域が連携して社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもの成長を支えていくことができる環境づくりを進めるとともに、	(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実 (3) 地域子育て支援の推進 (4) 子どもを守る仕組みの充実
仕事と子育ての両立など、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めます。	(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実【再掲】 (2) 保育サービスの充実 (5) ひとり親家庭への支援
また、青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、	(6) 地域活動団体への支援とリーダーの養成
地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、	(7) 見守り育てる環境づくり
子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。	(8) 子どもの基本的人権の尊重と保護
1-2 学校教育	
施策の目標【基本構想】	
子どもたち一人ひとりが、グローバル化や情報化など、予測困難な社会の変化に主体的に対応する力を身に付け、豊かな人生を切り拓(ひら)き、未来の創り手となる資質・能力を育む学校教育を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、	(1) 未来を創る力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成
学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、	(4) 家庭・地域との連携・協働の推進
小中学校の適正な配置と施設整備の充実に努め、教育環境の向上を図ります。	
また、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上や学校段階間の連携・接続の推進に努めます。	(5) 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現
2-1 地域福祉	
施策の目標【基本構想】	
人と人、人と社会資源がつながり、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたり、自分らしく、安心して心豊かに暮らせる社会をとともに創っていく、地域共生社会の実現を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、様々な地域福祉活動の支援を通じたソーシャルキャピタルの豊かな地域づくりに取り組むとともに、	(1) 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進
複雑多様化する福祉の個別ニーズにも対応可能な人材の発掘・活用や、地域の支え合いの意識の醸成と体制づくりに努めます。	(2) 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築
(施策の目標に対応)→	(3) 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり
2-2 高齢者福祉	
施策の目標【基本構想】	
高齢者の社会参加が促進され、いきいきと自立した生活を送ることができ、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの取組と	(1) 健康づくりと介護予防の取組の推進 (3) 高齢者の生きがいづくりの推進
生活支援サービスの充実に努めるとともに、医療・介護などが連携して、高齢者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	(2) 地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進

2-3 障がい者福祉

施策の目標【基本構想】

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人(障がい児・者)も地域で安心して暮らすため、障がいへの理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう、差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進に努めます。

施策の内容【基本計画】

(2) 地域生活の支援体制の充実

(1) 自立と社会参加の促進

(3) バリアフリー社会の実現

2-4 保健衛生

施策の目標【基本構想】

住み慣れた地域で、誰もが安心して生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。

また、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。

施策の内容【基本計画】

(1) 健康づくり施策の推進

(2) 健康危機管理体制の整備

(3) 食と生活環境の安全確保

(4) 人と動物が共生できる環境づくり

2-5 地域医療

施策の目標【基本構想】

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、急性期から回復期、慢性期まで、病気の状態に見合った医療が適切に受けられるよう医療機関相互や福祉施設などの連携・ネットワーク化を進め、限られた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、経営の健全化を推進するとともに、高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を果たすよう努めます。

施策の内容【基本計画】

(1) 良質で安全な医療の提供

(2) 救急医療体制の充実

(3) 市立病院の経営効率化と役割の明確化

2-6 男女共同参画社会

施策の目標【基本構想】

市民一人ひとりが性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、根深く残る性別役割分担意識の解消や男女平等の意識啓発への取組を進めるとともに、

あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、

多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。

施策の内容【基本計画】

(1) 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

(3) 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

3-1 農林業	
施策の目標【基本構想】	
農地の高度利用により、生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、	(1) 農業経営基盤の強化
新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。	(2) 市民に親しまれる地域農業の推進
林業については、自然環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備に努めます。	(3) 森林環境の保全

3-2 水産業	
施策の目標【基本構想】	
つくり育てる漁業や適切な水産資源の管理を進め、豊かな海を再生し、水産物の安定供給を図るとともに、本市の魅力のひとつである「地魚や水産加工品」の付加価値向上を図り、水産業の持続的な発展を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、漁場環境の保全、栽培漁業の技術向上、後継者育成等に努めるとともに、漁港管理者である北海道と連携し漁港施設の整備に努めます。	(1) つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進
また、小樽らしい水産加工品の商品開発やブランド化を図るとともに、地産地消の推進や小樽の知名度を活用した水産物の普及活動を行い、消費拡大に努めます。	(2) 漁場環境の保全・漁業基盤の整備
	(3) 地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進

3-3 商業	
施策の目標【基本構想】	
消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能及び経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりに対する支援、	(2) 買い物環境の魅力向上
商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなど流通機能の効率化に対する支援に努めるとともに、	(4) 商店街・市場の振興
小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。また、地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進します。	(3) 流通構造の変化に対応した卸売機能の強化
	(1) 創業の促進及び経営の安定化
	(4) 商店街・市場の振興【再掲】

3-4 工業・企業立地	
施策の目標【基本構想】	
地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、	(1) 経営基盤の強化と創業の促進
地場製品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携のネットワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーションの推進を図ります。	(2) ネットワークの形成と地場産業の活性化
また、地域経済への波及効果を高めるため、企業誘致を推進するとともに、進出企業の事業継続を後押しするため、地場企業との連携強化などを図ります。	(3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓
	(4) 企業誘致活動の強化

3-5 観光

施策の目標【基本構想】

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力の発掘により、多様化するニーズに対応する「小樽の魅力を深める」取組、

市内はもとより後志圏に点在する観光資源を面として活用する、広域連携による「小樽の魅力を広げる」取組、

ホスピタリティの啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進め、

基幹産業として更なる発展に努めます。

施策の内容【基本計画】

(1)小樽の魅力を深める取組

(2)小樽の魅力を広げる取組

(3)小樽の魅力を共有する取組

(1)～(3)共通

3-6 港湾

施策の目標【基本構想】

小樽港の歴史、地理的特性、関連産業の集積などを生かした活力のある魅力的な港湾を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易の拡大を進めるとともに、生産年齢の人口減少に伴い物流事業者で深刻化している高齢化による労働力不足等の国内物流体系の変化に対し、長距離フェリーの利用促進や物流機能の集約化などにより、効率的で持続可能な物流体系の構築に努めます。

また、クルーズ客船の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。

さらに、既存施設の有効活用や老朽化対策、防災対策を進め、安全で安心して利用できる港湾機能の強化に努めます。

石狩湾新港については、背後地域への企業立地を推進し、同地域を更に活性化するとともに、小樽港とそれぞれの特性を生かしながら連携を強化し、両港が北海道日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。

施策の内容【基本計画】

(1)物流の活性化

(2)「みなと観光」拠点の創出

(3)安全・安心対策の推進

(4)石狩湾新港との連携

3-7 雇用・労働

施策の目標【基本構想】

働きやすく安定した雇用の実現により、所得の向上を図るとともに、就業機会の充実した、働くことを希望する全ての市民が活躍できるまちを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、地域の雇用情勢や求職・求人双方のニーズを的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、

安定した雇用の確保や、

若年者の地元定着と早期離職への対策のほか、女性・高齢者などの就業支援、

職業能力などの開発・向上支援、

職場環境の整備支援に努めます。

施策の内容【基本計画】

(1)～(4)共通

(1)安定した雇用の確保

(2)多様な人材の就労支援と地元定着の促進

(3)職業能力の開発・向上

(4)労働環境の整備

4-1 上下水道

施策の目標【基本構想】

安全な水の供給を図るとともに、快適で安全・安心な生活環境を創造し、将来にわたって市民に信頼され続ける上下水道を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

(施策の目標に対応)→

このため、経営基盤の強化及び上下水道機能の維持・強化を図るとともに、市民の視点に立った事業経営に努めます。

また、歴史的資産の有効活用や再生可能な資源の利活用の検討を行うほか、

広域的な連携の推進に努め、危機管理対策の充実を図ります。

施策の内容【基本計画】

- (1)安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造
- (2)上下水道機能の維持・強化
- (3)経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営
- (3)経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営【再掲】
- (4)危機管理対策の充実と広域連携の推進

4-2 道路・河川

施策の目標【基本構想】

道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1)道路の整備、維持管理
- (2)河川の整備、維持管理

4-3 住宅

施策の目標【基本構想】

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、民間住宅のリフォーム支援に努めるとともに、市営住宅の改善や建替えを計画的に進め、住環境の改善に努めます。利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。

今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。

また、市外からの移住を促進するため、住まいやまちの情報の積極的・効果的な発信や、小樽の暮らしを体感できる機会の創出に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1)安全・安心で快適な住宅の促進
- (2)市営住宅の整備活用
- (3)空家等対策
- (4)移住促進に向けた情報提供などの充実

4-4 除排雪

施策の目標【基本構想】

北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、効率的な雪対策の充実を図り、高齢者や子どもなどにも配慮した除排雪に努めます。

また、将来を見据え、持続可能な除排雪体制を維持するため、雪堆積場等の確保や

ロードヒーティング設備などの維持更新に努めるとともに、市民との協働を進めます。

施策の内容【基本計画】

- (1)効率的な雪対策の充実
- (3)雪堆積場等の確保
- (1)効率的な雪対策の充実【再掲】
- (2)市民との協働による雪対策の検討

4-5 市街地整備

施策の目標【基本構想】

歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 中心市街地の整備
- (2) 周辺市街地の整備
- (3) 新幹線を活用したまちづくりの取組

4-6 交通

施策の目標【基本構想】

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 持続可能な交通ネットワークの構築
- (1) 持続可能な交通ネットワークの構築【再掲】
- (2) 交通基盤・交通環境の整備・充実

4-7 防災・危機管理

施策の目標【基本構想】

地震や津波などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、土砂災害などの防止や、建築物の耐震化の促進を図るとともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備や、市民や防災関係機関などとの協力体制の充実のほか、行政が被災した場合に業務を継続するための計画策定など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。

また、国民保護法に示す武力攻撃事態等の発生に備え、国や北海道などの関係機関との連携強化に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 防災対策の推進
- (2) 災害応急活動体制や危機管理体制の強化
- (2) 災害応急活動体制や危機管理体制の強化【再掲】

4-8 消防

施策の目標【基本構想】

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、消防体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や市民防災組織と連携し、近隣消防本部との連携の下、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、

防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 警防体制の整備
- (3) 救急救助体制の充実
- (4) 消防団の強化
- (2) 火災予防の推進

4-9 生活安全

施策の目標【基本構想】

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民が安全・安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、子どもや特に高齢者に配慮した交通安全の推進を図るとともに、
市民と一体となった防犯体制の整備を進めます。

また、高度化・複雑化している消費相談への対応を図り、消費生活の安定と向上のための消費者の保護と自立支援に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯体制の推進
- (3) 消費生活の安定と向上

5-1 環境保全

施策の目標【基本構想】

良好で快適な環境の保全を図り、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、一人ひとりの環境保全の意識を高め、
公害の未然防止に努めるとともに、
地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、
豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

施策の内容【基本計画】

- (3) 環境意識の高揚
- (1) 市民生活における環境保全対策の徹底
- (2) 地球温暖化防止対策の推進
- (4) 人と自然の共生

5-2 循環型社会

施策の目標【基本構想】

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制(Reduce)」「再使用(Reuse)」「再利用(Recycle)」への積極的な取組を進めていくとともに、
環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (1) 3Rの推進に向けた自主的な取組への支援
- (2) ごみ・資源物の適正処理
- (2) ごみ・資源物の適正処理【再掲】
- (3) し尿などの適正処理

5-3 公園・緑地

施策の目標【基本構想】

人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、
地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、
緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

施策の内容【基本計画】

- (1) 緑の保全
- (2) 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実
- (3) 市民との協働による緑化の推進と支援

5-4 都市景観

施策の目標【基本構想】

小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなどの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

施策の基本的方向【基本構想】

このため、市民との協働による景観づくりを進めるとともに、
景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の保全や歴史的なまちなみと調和した新しい景観の創出に努めます。

施策の内容【基本計画】

- (4) 市民との協働による景観形成
- (1) 歴史的建造物の保全及び活用
- (2) まちなみ景観の創出
- (3) 自然景観等の保全

6-1 社会教育	
施策の目標【基本構想】	
市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様に学び、その学習成果を社会へ生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、	(2)生涯各期における学習機会の充実
「学び」と「活動」の循環を形成する社会教育活動を促進します。	(1)「学び」と「活動」の循環の推進
また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設の整備や機能の充実に努めるとともに、様々な学習機会を提供することにより、市民の利用促進を図ります。	(3)図書館の利活用の促進
	(4)総合博物館の利活用の促進
	(5)文学館、美術館の利活用の促進

6-2 文化芸術	
施策の目標【基本構想】	
市民の誰もが多様な文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。	(1)文化芸術の振興
また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。	(2)文化財などの保存と活用

6-3 スポーツ・レクリエーション	
施策の目標【基本構想】	
生涯各期における多様なニーズに対応し、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできるまちを目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体等との連携や支援に努め、四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動を推進します。	(1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上
また、市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等に努め、利用促進を図ります。	(2)スポーツ団体との連携と競技力の向上
	(3)体育施設の整備と利用促進

6-4 国際交流	
施策の目標【基本構想】	
海外との交流が活発で、多様な文化とふれあえる、国際性豊かなまちを目指します。	
施策の基本的方向【基本構想】	施策の内容【基本計画】
このため、姉妹都市との使節団の相互訪問などを通じた交流を進めるとともに、	(1)姉妹都市等との交流
市民が外国人とふれあう機会の創出や、本市に暮らす外国人の生活のサポートなどを行い、	(1)姉妹都市等との交流【再掲】
諸外国との相互理解の促進と国際化の推進を図ります。	(2)外国人が暮らしやすい環境づくり
	(1)、(2)共通